

働きやすい職場環境の整備のため「一般事業主行動計画」を策定しました

平成29年8月10日
株式会社システムツー・ワン
ゼネラルサポートグループ

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、（1）計画期間、（2）目標、（3）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

株式会社システムツー・ワン 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年8月10日～平成31年8月9日までの 2年間
2. 内容

目標1：従業員が育児・介護時間、育児・介護休業の確保しやすくするための社内周知活動を行う

<対策>

- 平成29年8月～ 従業員の育児・介護に関する社内規定の認知調査を行う
- 平成29年8月～ 以下のいずれかを、全社行事で年3回を目標に周知活動を行う。
 - ・育児・介護に関する社内規定や公的制度
 - ・社内の育児・介護時間、育児休業・介護休業の活用をした社員からの体験談発表

目標2：仕事と生活の調和を図るため所定時間外労働を削減する措置を実施する

<対策>

- 平成29年8月～ 毎月従業員の所定時間外労働などの就労状況を集計・確認する
- 平成29年8月～ 管理職を対象とした週次の定例会議で報告し、対応策を検討と経過を確認する
- 平成29年8月～ 対象の従業員に対して電話、メール、面談等によるフォローを行う、また必要に応じ産業医の面談を勧める（随時）
- 平成29年8月～ 所定時間外労働削減に向け、全社行事や研修などで意識付けを定期的に行う